

報道各位

新潟市保健所食の安全推進課

食中毒の発生について

1. 概要

10月12日(日)、市内医療機関より、「市内の飲食店を利用した3名が食中毒様症状を呈している。」と連絡があったため、調査を開始した。

調査の結果、10月8日(水)に当該施設を利用した2グループ 17 名のうち7名が、10月9日から13日にかけて下痢、腹痛、発熱等の食中毒様症状を呈し、その7名全員が「まぜ麺」を喫食していたこと、患者7名に便検査をしたところ6名からサルモネラ属菌が検出されたこと、患者らの症状および潜伏期間がサルモネラ属菌によるものと一致したこと、患者らの共通の食事が10月8日(水)に当該施設で提供されたものに限られること等から、新潟市保健所は当該施設の食中毒と断定し、10月21日(火)から10月23日(木)の3日間の営業停止を命じた。

なお、患者らの症状は快方に向かっている。

2. 患者等の情報

摂食者数:17名

患者数:7名

症状:下痢、腹痛、発熱 等

患者 年齢	0～	5～	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	計
男	0	0	1	6	0	0	0	0	0	7
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	1	6	0	0	0	0	0	7

3. 患者らの症状、受診・入院の状況

治療を受けた者(入院数):5名(0名)

症状:下痢、腹痛、発熱 等

4. 原因施設

屋 号:らーめん八起

業 種:飲食店営業

営業所所在地:新潟市西区坂井砂山3丁目11-14

営 業 者 氏 名:環境テクノ有限会社 代表取締役 伊藤 学

5. 原因食品(推定)

10月8日(水)に当該店舗が提供した「まぜ麺」

6. 違反内容

食品衛生法第6条第3号違反(病原微生物により汚染された食品を提供したこと)

7. 措置

新潟市保健所は当該施設に対し、10月21日(火)から10月23日(木)の3日間の営業停止処分の不利益処分を行った(衛生管理計画の見直し、食品の取扱方法の見直し、施設の清掃・消毒、従事者教育、改善報告書の提出等を実施するために必要な期間)

【参考】令和7年食中毒発生状況

	10月21日現在※		昨年同時期	
	県内	市内	県内	市内
発生件数	20 件	6 件	18件	6件
患者数	184 名	31 名	234名	65名

※県内及び市内とも本事件を含む